

第1回我孫子市介護保険市民会議

平成28年10月13日（木）

於 我孫子市議会棟第1委員会室

- ・日 時 平成28年10月13日(木) 午前10時00分から午前11時34分まで
- ・会 場 我孫子市議会棟第1委員会室
- ・出席者
 - (委員) ・新井委員・小泉委員・小林委員・佐藤委員
 - ・曾根委員・寺岡委員・西川委員・前山委員
 - ・宮本委員・湯下委員・和久井委員
- ・欠席者 ・忽滑谷委員
- ・事務局(市)
 - 健康福祉部
 - 磯辺部長
 - 高齢者支援課
 - 森課長・海老原主幹・中光課長補佐・阿部課長補佐
 - 深山主査長・山崎主査長・木内主査長
 - 健康づくり支援課
 - 飯田課長
 - 社会福祉課
 - 斉藤課長
 - 我孫子地区なんでも相談室
 - 柳澤室長
 - 天王台地区なんでも相談室
 - 中込室長
 - 湖北・湖北台地区なんでも相談室
 - 星室長
 - 布佐・新木地区なんでも相談室
 - 岡安室長
- ・傍聴者 3名

午前10時00 開会

1 開 会

○中光課長補佐 それでは、1名の委員の方がまだお見えではないのですが、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、第1回我孫子市介護保険市民会議に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。今、お見えになられていない忽滑谷委員につきましては、お見えになりましたらお席に着いていただくようにしたいと思います。

それでは、ただいまより第1回我孫子市介護保険市民会議を開催させていただきます。なお、マイクの音声等、通信に支障を来すおそれがありますので、お手持ちの携帯電話は恐れ入りますが電源をお切りくださいますよう、よろしく願いいたします。また、机の上のマイクですけれども、背の低いほうのマイクは録音用になりますので、発言の際はこちらの柄の高いほうのマイクを御利用いただきますよう、お願いいたします。発言の際は下にあります「押す」と書いてあるボタンを押していただきまして発言の上、発言が終わりましたら、またボタンを押してお切りください。

会議に入ります前に、今回の介護保険市民会議は第1回目の会議となりますので、本来は委員の皆様には星野市長より御挨拶を申し上げるところですが、本日は都合により出席できないため、健康福祉部長の磯辺より市長からの挨拶を代読させていただきます。

それでは、磯辺部長よりお願いいたします。

2 市長挨拶（磯辺部長代読）

○磯辺部長 皆さん、改めましてこんにちは。よろしくお願いいたします。今、担当から御説明させていただきましたが、公務が重なり、本日市長は皆様に御挨拶を申し上げるところですが、私が挨拶文を預かってきておりますので、代読させていただきます。

我孫子市介護保険市民会議の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。本日、ここに集まりの皆様におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず早く委員の職をお引き受けいただきまして、この場をおかりして厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険制度がスタートして早いもので16年が経過いたしました。この間、介

介護認定者も増加し、現在市内で約5,500人の方が介護認定を受けており、今後も増加すると見込まれております。このようなことから介護予防を初め、高齢者福祉施策の充実にさらに力を入れていく必要があります。

第6期介護保険事業計画では、高齢者や家族が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を行い推進しております。また、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、地域に根差した人材を活用した予防事業にも取り組んでいるところです。今回は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据え、我孫子市の介護保険制度を維持していくために、現計画の進行管理と次期計画である第7期介護保険事業計画を策定していただくこととなります。大変な作業になると思いますが、この計画が市の具体的なサービス供給量を定め、それに基づいて保険料を決定するもので、市民にとって重要な意味を持つとともに、市にとってもその果たすべき方向性を明確に示されます。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりは、市民の声を反映した利用者本位の介護保険制度とする必要があります。この市民会議が円滑に運営され、よりよい介護保険制度とするため、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をよろしく願います。簡単ですが御挨拶といたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

資料確認

○中光課長補佐 ありがとうございます。

それでは、会議を始めるに当たりまして、まず資料の確認をさせていただきます。9月中旬に会議の資料として開催通知と一緒に送りました「第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画」の冊子、それから「介護保険の事業者マップ」です。

次に、先日の議事内容のお知らせに同封させていただきました資料のほうですけれども、資料1-1「我孫子市の介護費用額の推移」、資料1-2「要介護（要支援）認定者数および高齢者人口」、資料1-3「高齢者なんでも相談室パンフレット」、資料2「地域密着型通所介護事業所一覧」、資料3「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における事業者の指定について」、A3になりますが、資料4「第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画策定スケジュール」、そのほかに介護保険市民会議の関係

条文等の写しを抜粋したものと介護保険市民会議委員の方の名簿となります。

なお、恐れ入りますが、資料の一部訂正がございます。お送りいたしました介護保険市民会議委員名簿の中の曾根由美様の御所属先なのですけれども、「小規模多機能型「つくし野荘」」となっておりますが、「地域密着型特別養護老人ホーム「つくし野荘」」に訂正させていただきます。改めて名簿はお配りしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。あわせて席次表も訂正となりますので、よろしくお願ひいたします。何か不足しているものがあれば事務局で用意しておりますので、お申しつけください。

それから、本日3名の方が傍聴にいらしています。我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則第8条に基づき発言の機会を設けるものですので、発言者は1人1回3分以内とさせていただきます。なお、発言の機会といたしましては、議事終了後に議長の許可により発言をお願いいたします。

我孫子市審議会等会議の公開に関する規則の中で、会議録等の作成及び公表というものがございます。第9条「審議会等は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成し、当該会議録又はその概要の写しを所管課及び行政情報資料室において1年間閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する」とされておりますので、こちらの会議においても同様の扱いとさせていただきます。

3 委員・事務局紹介

○中光課長補佐 それでは議題に入る前に、1回目の市民会議になりますので、各委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。お席のほうがあいいうえお順に今並んでおりますので、大変恐縮ではございますが、新井委員からよろしくお願ひいたします。

○新井委員 おはようございます。公募委員の新井あや子でございます。私自身もそろそろ介護保険にお世話になる年ですが、内容としてはまだ全然わかっておりません。これから皆様の御指導を仰ぎながら勉強していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小泉委員 小泉と申します。今回公募委員に応募させていただきました。何か少しでもお役に立つことがあればということで、よろしくお願ひいたします。

○小林委員 皆さん、おはようございます。公募委員の小林でございます。頭出しを2つしたいと思います。1つは自分のこと、1つは本会に対する思いの一端を申し上げてみた

いと思います。

私事ですけれども、私は群馬県の山間高冷地の出身です。我孫子市とは御縁がありまして、31歳のころ初めて住みました。15～16年住んでいたのですけれども、勤務の都合で都内に移動しました。そして、14回目の引っ越しでまた戻ってきて5年になります。現在は家内と2人で高齢者年金暮らしをしております。

それから、2点目の頭出しなのですが、本会に対する思い入れを申し上げますと、我孫子に戻ってから「みるみる会」というものをつくりました。そして防災教育等で社会貢献をしております。そういう中で、いつも出ていますと話題になることがあります。それは何かといいますと、年金のこと、健康のこと、保険のこと、税金のこと、この4つがいつも話題になります。そういう意味で非常に私も関心があります。しかしながら、この委員会というのは初めてであります。そういう意味で自分でも勉強したいと思ひますし、またいろいろ御指導をいただきながら、この会の目的を達成するように努めたいというように考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 こんにちは。医師会の佐藤です。今回初めてこの会議に参加させていただきます。まだちょっと僕も把握していないので、いろいろと勉強させていただきながら進めていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○曾根委員 特別養護老人ホーム「つくし野荘」の相談員をしております曾根と申します。介護保険は本当に難しくて奥が深いものなので、ここでいろいろ勉強させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○寺岡委員 寺岡と申します。おはようございます。私はリタイアして2年になるのですが、ちょうど2000年に介護保険が導入されたときに大学で医療経済という分野に所属しておりましたので、そこで保険制度ですとか少し勉強しました。ちょうど介護保険が導入されたときで、いろいろ初めての経験をさせていただきまして、その後、私の母が亡くなりましたけれども、2年間我孫子の要介護認定3を受けまして、1年半ほど介護した経験がございます。そういうもろもろの体験を生かして、何かお役に立てればと思ひまして、委員をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西川委員 皆さん、おはようございます。川村女子学園大学の西川と申します。心療内科の医者でもございまして、今も週2回ほど外来のほうに携わっているのですが、最近、高齢者の方が非常に多くいらっしゃるような現状を受けとめながら、私も医者ではあるのですが、福祉行政部分は余り明るくございませぬので、その辺も一緒

に勉強させていただきながら、この会議に出させていただこうかなというふうに思っております。

本日、11時ぐらいに退席させていただかないと午後の所用に間に合いませんので、大変申しわけないのですが、よろしくお願い申し上げます。

○前山委員 おはようございます。我孫子市歯科医師会の前山といいます。歯科医師会では在宅介護を担当しています。介護予防という観点で言うと、口腔ケアというのが本当に重要なのは皆さん御存じのとおりだと思うのですが、歯科医師としてまだ発揮が十分にできていないという部分がかかり見られるので、その辺もあわせてこの会議の中で勉強させていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

○宮本委員 皆さん、初めまして。特別養護老人ホーム「アコモード」の宮本と申します。よろしくお願い致します。

○湯下委員 皆さん、初めまして。こんにちは。この4月から我孫子市社会福祉協議会の会長に就任をいたしました湯下廣一と申します。どうぞよろしくお願い致します。

今朝は資源ごみの日で、朝からジャージを着て走り回っておりました。この10月15日（土曜日）には、社会福祉協議会が主催します福祉バザーというものを我孫子駅南口のイトーヨーカードーのアビイホールというところで開催をいたします。私どもの宣伝をしながら、この難しい介護保険の課題・問題を皆さんとともに勉強していきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○和久井委員 皆さん、こんにちは。薬剤師会の和久井綾子と申します。介護保険は前回は勉強させていただいたのですけれども、ますます奥深い、本当に中身がいろいろになってきた介護保険制度の中身を、また皆さんと一緒に奥深く勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○中光課長補佐 続きまして、健康福祉部長及び事務局職員より自己紹介をさせていただきます。

○磯辺部長 改めまして、我孫子市健康福祉部長の磯辺久男と申します。よろしくお願い致します。

○森課長 高齢者支援課の課長をしております森と申します。よろしくお願い致します。今回は1回目ですので、介護保険に関する概要の説明が主な内容となりますが、計画の策定に当たりましては、皆さんから本当に忌憚のない御意見、御提案等をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○海老原主幹 おはようございます。高齢者支援課主幹の海老原と申します。よろしくお願いいいたします。

○阿部課長補佐 おはようございます。私は高齢者支援課に高齢者なんでも相談室という部署がございしますが、室長をしております阿部と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○山崎主査長 おはようございます。介護保険担当主査長の山崎と申します。これから皆様といろいろかかわることがあると思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○深山主査長 おはようございます。高齢者相談担当の深山と申します。よろしくお願いいいたします。

○木内主査長 おはようございます。高齢者健康推進担当をしております木内と申します。よろしくお願いいいたします。

○斉藤課長 おはようございます。健康福祉部次長兼社会福祉課長しております斉藤と申します。よろしくお願いいいたします。

○飯田課長 おはようございます。健康づくり支援課長の飯田と申します。今後もよろしくお願いいいたします。

○柳澤室長 おはようございます。我孫子地区高齢者なんでも相談室の室長をしております柳澤と申します。よろしくお願いいいたします。

○中込室長 おはようございます。私は我孫子市天王台地区高齢者なんでも相談室室長の中込と申します。よろしくお願いいいたします。

○星室長 湖北・湖北台地区高齢者なんでも相談室室長の星です。よろしくお願いいいたします。

○岡安室長 布佐・新木地区高齢者なんでも相談室の岡安と申します。よろしくお願いいいたします。

○中光課長補佐 私は、先ほどから司会をしております介護保険室室長の中光と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

以上で紹介のほうは終わりにいたします。

4 会長・副会長の選出について

○中光課長補佐 続きまして、議題に入ります前に、会長・副会長の選出をお願いしたい

と思います。我孫子市介護保険条例施行規則第38条第2項に、会長及び副会長はそれぞれの委員による互選という定めがございますので、委員の皆様から自薦他薦ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員 よろしいですか。事務局案でお願いしたいと思うのですが。

○中光課長補佐 それでは、今回メンバーが皆さん初めてということもございましたので、事務局案として、会長には学識経験者ということで委員をお願いしております寺岡委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○中光課長補佐 ありがとうございます。副会長につきましては、社会福祉協議会会長の湯下委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○中光課長補佐 ありがとうございます。では寺岡委員と湯下委員には前のほうの席に移動していただきまして、議題のほうをよろしくお願いしたいと思います。

[寺岡委員、湯下委員、それぞれ会長席、副会長席に着く]

5 市民会議の役割等

○中光課長補佐 これより我孫子市介護保険市民会議の役割と、それから第6期介護保険事業計画の概要について、事務局のほうから御説明申し上げます。

○山崎主査長 では議題に入る前に、我孫子市介護保険市民会議の役割等について初めに御説明させていただきます。お手元の資料の「我孫子市介護保険市民会議の関係条文等」をごらんください。4ページまであるものです。資料の一番後ろのほうについているかと思えます。

ここに市民会議に関する条例等の抜粋が載っております。もし今日お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局のほうで用意しておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では始めさせていただきます。市民会議の設置につきましては、我孫子市介護保険条例第23条に規定しており、「介護保険に関する施策がこの条例の基本理念に則り、市民の意見を十分に反映し、円滑かつ適切に行われることに資するため、我孫子市介護保険市民会議を置く。」となっております。この規定に則り、この会議が設置、開催されております。

す。

次に、市民会議でどのようなことを審議するのかと申し上げますと、次の第23条に書かれている内容で、1号が「法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項」、2号で「前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の進行管理その他介護保険に係る施策に関係する事項」と規定されております。

法第117条の1項とは、一番後ろの4ページをごらんください。4ページの※1にありますように、国の法律である介護保険法第117条第1項のことで、「市町村は、基本指針に則して、3年を一期とする当該市町村が行う介護事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるもの」と書かれております。この計画の策定及び変更に関する事項を御審議していただくことになります。どうぞよろしく申し上げます。

また、介護保険に関する施策とは、2ページをごらんください。我孫子市介護保険市民会議第36条の2の規定で、(1) 地域包括支援センターに関すること。(2) が地域密着型サービス事業に関すること。(3) が介護予防・日常生活支援総合事業における事業者指定についてとなっております。これらの内容について御審議いただくのが主な役割となっております。

次に、組織や任期についても規則で定められております。1ページの第36条をごらんください。

(1) の市民については「4名」となっておりますが、第2号被保険者については、今期は1名のみを選出となり3名で開催しており、全員で「13名」ではなく「12名」となっております。任期は3年間になり、本日、委嘱状を机に置かせていただきました。お名前と任期の御確認をお願いしたいと思います。また、委員報酬として1回3,500円が市から支払われます。本日、お振込口座を記入したものを御提出していただきましたが、その口座に所得税を引いた額でお振込みをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、第6期介護保険事業計画の概要について御説明をさせていただきます。介護保険事業計画は、高齢者に関する施策全般についての方向性を示すものとして法律に規定され策定するものです。計画書のほうは、この黄色い計画書になります。お手元にもないようでしたら事務局のほうで用意しておりますので、ない方がいましたら挙手をお願いいたします。

「第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画」が黄色い冊子になっておりま

すが、こちらの2ページをお開きください。2ページの「基本理念」をごらんください。中段のところに「基本理念」と大きく載っておりますが、この計画で「高齢者が要支援・要介護の状態にならないようにするための予防施策を充実・強化するとともに、一方でそのような状態になっても、介護を受け、安心してくらし続ける地域社会を目指し、「住みなれた地域で安心してくらしせる」を誰もが実現できる「しくみ」を創造していく」とされています。この基本理念は、平成12年に介護保険制度が始まった第1次事業計画から継承されている基本理念となっております。第7期でも、この基本理念は継承していきたいと考えております。この基本理念のもと、第6期事業計画では高齢者の現状、将来推計、高齢者ニーズ調査の結果をもとに分析を行いまして課題を整理し、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え3つの基本目標を達成するべく、7つの重点施策を位置づけました。この内容はお手元の事業計画41ページから47ページに記載されておりますので、お時間があるときに必ず御一読のほうをお願いいたします。

皆様には、次期の事業計画策定と現行の第6期計画の進行管理をあわせて行っていただくこととなります。初めの市長挨拶でもありましたように、この計画が市の具体的なサービス供給量を定め、それに基づいて保険料を決定するもので、市民にとって重要なものになります。また介護保険制度の指針にもなるものです。私たち事務局も皆様の意見や市民の声を取り入れた中身のある計画にしていきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。私の説明は以上になります。

○中光課長補佐 それでは、我孫子市介護保険条例施行規則第39条の定めにより、議事進行を寺岡会長をお願いいたします。

○寺岡会長 寺岡と申します。皆様の御協力のもと議事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

先ほど事務局より市民会議の役割等に関しまして御説明がございましたが、本会議では次期介護保険事業計画を策定するというございますので、皆様の忌憚のない御意見をいただきながら、よりよい計画を策定していきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

6 議 題

(1) 我孫子市介護保険の現状

- ①介護保険事業の実施状況について
- ②要介護（要支援）認定者数および高齢者人口について
- ③施設整備事業について
- ④高齢者なんでも相談室について

○寺岡会長 それでは早速、本日の議題に入りたいと思います。

まず最初に、議題（1）「我孫子市の介護保険の現状」、①介護保険事業の実施状況についてでございます。

では事務局のほうから御説明、よろしくお願ひいたします。

○山崎主査長 介護保険事業状況について、資料1-1をごらんください。棒グラフがあるものです。もしないようでしたら、こちらのほうで用意できますのでおっしゃってください。

御説明させていただきます。図のグラフは介護保険サービスにおける介護費用の推移をあらわしております。介護の認定を受けた方が訪問介護、通所介護、介護保険施設等での介護サービス費用のうち本人負担分を除いた額が、この棒グラフになっております。この図ではちょっと見にくいところがあるのですが、色が一番薄いものが在宅サービス、2番目が居住系サービス、一番濃い色が施設サービスとなっております。

施設サービスとは、介護老人福祉施設などで受けるサービス費用額で、居住系サービスとは、有料老人ホームや認知症対応型共同施設などで受ける費用、在宅サービスとは、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、ショートステイなどを利用した費用となります。単位は100万円となっております。図を見ておわかりいただくように、平成19年度では約50億円弱だった費用が年々右肩上がりになっており、平成27年度には約76億円と年々増加しております。今後も高齢化が進んでいきますので、サービス給付費も増加する見込みです。

次に、棒グラフの中にある折れ線グラフは、第1号被保険者の1人1カ月当たりの費用額となっております。平成19年度には1人約1万4,000円だったのが、平成27年度には約1万7,500円となっております。増えている理由としては、施設が増えたことにより施設サービスを受ける人が増加したことで単価が上がったこと、また、さまざま

な介護サービスをお一人でいろいろ組み合わせて利用していることなどが考えられます。計画では、今後のサービス費用の見込みと供給量の確保、保険料の検討をしていくこととなります。

引き続き、資料1-2をごらんください。要介護（要支援）認定者数および高齢者人口について御説明をさせていただきます。資料のほうは御確認できますでしょうか。

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を要する状態になった場合や家事や身支度等の日常生活に支援が必要となった場合に介護保険サービスを受けることができます。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度の段階であるかの判定を行うのが要介護認定であり、介護申請の後、要介護認定調査と主治医の意見書をもとに保険者である市町村に設置される介護認定審査会で判定が行われます。こちらの委員の中でも審査会に御出席をいただいている方がいらっしゃいますので、おわかりになっているかと思いますが、資料1-2は平成26年から平成28年8月末時点での要介護（要支援）認定者数について表記しております。

一番下の表をごらんください。平成28年9月1日現在の我孫子市の総人口は13万2,663人で、前年度比207人減の99.8%となっております。また、高齢者率を見ると平成26年には27%、平成27年には27.9%、平成28年9月1日時点では28.7%と急増しており、市民の約3.5人に1人は65歳以上の高齢者となっている現状があります。

さらに、平成28年度要介護（要支援）認定者総数5,507人で、平成26年度からの2カ年で505人増となっており、高齢者数の増加に伴ってさらに増加傾向が続くことが想定されます。そのうち、65歳以上の第1号被保険者認定者数は5,400人と認定者総数の98%を占めており、65歳未満の第2号被保険者認定者数につきましても107人と認定者総数の約2%にとどまっており、ここ3カ年の状況を見ても同様の状況となっております。また、要介護認定者数の分布を見ますと、全ての要介護度で認定者数が増加している状況ですが、そのうち要介護1の認定割合が24%、次いで要支援1、2が26%と比較的軽度の方が全体の約半数を占めている現状です。このことから、要介護状態になることを予防するために、より早い段階からの介護予防への取り組みが重要と考えられております。

なお、先ほど御説明いたしました、お手元の第6期介護保険事業計画中の15ページをお開きください。こちらのほうに要介護認定者数と要介護認定率の見込みということで、

要介護、要支援認定者数の推計値が掲載されております。平成28年8月末までの実績値につきましては、ほぼ推計どおりに推移しております。御報告させていただきます。以上が説明になります。

○寺岡会長 では続きまして、③施設整備事業についてでございます。よろしくお願いたします。

○海老原主幹 それでは施設整備事業について、また今期計画における進捗状況について御説明させていただきます。資料については、お手元の計画書88ページを御参照ください。

現在、我孫子市には、特別養護老人ホームは小規模な施設を含め7施設518床ほどございます。特別養護老人ホームにつきましては、委員の皆様もよく御存じかと思っておりますけれども、市民のニーズも非常に高く、またその入所希望者も第6期、この計画の策定時においては400名を超える方がいらっしゃいました。そのような状況から、第6期の介護保険事業計画においても、100床1施設の整備計画を位置づけました。現在、こちらの施設については工事着工に向けて準備を行っているところでございます。整備を行う場所といたしましては、我孫子市青山416番地一丁目、現在、聖仁会病院がある場所でございますけれども、そちらの隣接地という形になります。病院との隣接であり、また、その運営自体も聖仁会病院が母体となった社会福祉法人が行いますので、医療と介護の連携が図れるものと考えております。

広域型施設の下段、介護つき有料老人ホームにつきましても、平成27年から各年50床、合計150床の整備計画といたしました。平成27年度整備分につきましては、現在我孫子市下ケ戸で建設工事を行っているところです。また、平成28年度の整備分につきましても、事業者が決定し、我孫子市本町で建設に向けた準備を現在行っております。

続いて、(2)地域密着型サービスです。地域密着型サービスとして第6期介護保険事業計画に位置づけました定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、今年度整備を行う事業者の公募を行ったところですが、残念ながら応募事業者がなく、現在のところ未整備となっています。今後につきましては、来年度に整備事業を繰り越し、また再度29年度に事業者の公募を行い、事業者を決定したいというふうに考えております。委員の皆様には御承認いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で第6期における施設整備事業についての説明を終わります。

○寺岡会長 ありがとうございました。

続きまして、④高齢者なんでも相談室について、御説明をよろしく願いいたします。

○阿部課長補佐 それでは、高齢者なんでも相談室の御説明をさせていただきます。資料は、私の説明ではこの計画書、『地域包括支援センター相談しよう！』というパンフレット。もう1つ、当日資料として配付させていただきました『あなたの地区の高齢者なんでも相談室をご利用ください』というチラシ、この3点を使って御説明をさせていただきますと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。皆様、お手元のほうにございますでしょうか。

高齢者なんでも相談室というのは、介護保険法上では地域包括支援センターという施設になります。地域包括支援センターは、平成18年の介護保険法の改正によって市町村に設置が義務づけられた施設です。この市民会議は、地域包括支援センターである高齢者なんでも相談室の運営や業務等に関する事項について協議をしていただく機関であります地域包括支援センター運営協議会を兼任していただいておりますので、そういったことから高齢者なんでも相談室のこれまでの整備状況及び持っている機能について、御説明させていただきます。

まずは整備状況についてですが、こちらは計画書の34ページ、第5期までの取り組みの検証を記載させていただいております。「(1) 相談・支援体制の充実」の部分を御参照いただければと思います。

平成18年度から平成22年度におきましては、市役所の中に市直営の地域包括支援センターを1カ所設けて御相談に対応させていただいております。その後、高齢化が進んでいき、さまざまな相談ニーズを持った高齢者も増加していくことに対応していくため、平成23年度に布佐・新木地区、平成24年度には我孫子地区、天王台地区、湖北・湖北台地区の4地区に委託方式で高齢者なんでも相談室を開設し、現在は市役所の高齢者支援課内の高齢者なんでも相談室とあわせて5カ所の高齢者なんでも相談室を設置して、相談支援に対応させていただいているという状況です。

この高齢者なんでも相談室という名称なのですが、これは我孫子市独自の名称で、平成23年度から新たに地域包括支援センターを整備する際に、市民の方に、この地域包括支援センターというところが高齢者やその御家族の相談機関であるということをご理解いただくために、市民から公募させていただきましたつけて名称となっております。5カ所設置してありますこの高齢者なんでも相談室の場所につきましては、資料のチラシに5カ所の住所、位置の記載をさせていただいておりますので、こちらで御確認をい

ただければと思います。

市役所を除く各地区の高齢者なんでも相談室は、地図を見ていただくとわかるかと思うのですが、当初、市民の皆様に来所していただくための利便性を考慮いたしまして、4地区とも比較的駅に近い場所に設置をさせていただきました。ただ、布佐・新木地区については、当初布佐駅前に開設をしておりましたが、その物件が相談機能強化のために職員を増員する広さがなかったため、本年7月に広い物件に移転をしました。布佐駅からは少し離れましたけれども、布佐駅と新木駅の間ぐらいの位置で布佐南近隣センター前のバス停からすぐの場所と比較的わかりやすい場所に設置をさせていただくことになりました。

続きまして、高齢者なんでも相談室の機能について御説明させていただきたいと思っております。機能については、計画書よりパンフレットを使って御説明させていただいたほうがご理解いただけると思っておりますので、こちらを使って説明させていただきます。

1枚右にめくっていただきますと、こんな絵が出てくるかと思っております。高齢者なんでも相談室の機能の中心となる部分は、このページの左上に書かれております「皆さんが安心して住み続けられるように」ということで、高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面で支援を行うための総合相談機関ということになります。

相談に対応させていただく職員については、真ん中のイラストに描かれておりますとおり、主任ケアマネジャー、社会福祉士、このパンフレットでは保健師だけ書かれておりますが、保健師もしくは相談経験のある看護師、この3つの専門職が必ず高齢者なんでも相談室には配置されております。

もうちょっと詳しい役割についての御説明をさせていただきたいと思うのですが、今のページをもとの状態に戻していただきまして、今度は左側に開いていただきますと、4つの枠があり役割が記載されているかと思っておりますので、ここの御説明をさせていただきます。

まず初めが「介護予防ケアマネジメント」ということで、左側の緑色の枠内をごらんください。要介護認定において要支援1、2と認定された方、後ほど御説明させていただきますが、本年度から我孫子市が始めた介護予防・日常生活支援総合事業において、要介護認定を受けなくとも基本チェックリストを使ってサービスの対象と判定された事業対象者の方の介護保険サービス利用のためのケアプランをつくる機能を持っています。要介護の方のケアプランは、民間の居宅介護支援事業所のケアマネジャーがつくりますが、要支援

の方、事業対象者の方については、原則高齢者なんでも相談室がケアプランをつくる、そういう機能でございます。

次に、その右側のピンク色の枠をごらんになってください。高齢者の「権利擁護」も重要な業務の1つになっています。高齢者に対する虐待の防止と早期発見の対応、悪徳商法の被害防止、財産管理や契約行為の代理人を選任する成年後見制度活用の支援等を行っております。今年度は8月末までに虐待相談件数が全ての高齢者なんでも相談室を合わせて13件ありまして、うち4件を虐待ありと判断し、虐待者との分離等の対応をとってまいりました。

次に、左下のオレンジの枠内、「総合相談・支援」という部分になりますが、まさに高齢者なんでも相談室たる役割の部分であり、介護・福祉・保健・医療に関する総合相談の窓口としての機能を持っております。先ほど御説明いたしました3職種が協力して相談に応じ、適切なサービスの紹介や解決のための支援を行っております。昨年度はなんでも相談室5カ所合計で、この総合相談に当たる相談件数は約1万2,000件ございました。

最後に、右側の水色の枠内になりますが、「包括的・継続的ケアマネジメント」と書かれています。これは要介護認定を受けた方のケアプランを作成するケアマネジャー、日本語では「介護支援専門員」と申しますが、そのケアマネジャーの方への相談、助言を主任ケアマネジャーを中心に対応している業務がございます。主任ケアマネジャーは、経験と高い専門性を生かしてケアプランの作成や技術の指導、支援困難事例への助言などを支援しています。また、高齢者の方々が安心して地域で過ごしていけるように、関係機関、関係職種との連携をとっていく。これを積極的に行っております。

以上、説明をさせていただきましたが、この4つの役割を持った高齢者なんでも相談室、全てのジャンルの相談件数を合計すると、平成26年度、平成27年度とも5カ所合計で約2万件の相談が寄せられているという状況で、身近な相談機関として市民の皆様への周知も広まってきていると考えています。長くなりましたが、以上で高齢者なんでも相談施設についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○寺岡会長 ありがとうございます。議題(1)の説明が全て終了いたしましたので、委員のほうから何か御質問がございましたら、お願いいたします。

○西川委員 大変詳細な御報告をありがとうございます。高齢化率が我孫子のほうは29%近くまで上がってきているという現状で、今、我孫子が13万ちょっとの人口ですよね。今、お話を聞いていて非常に高いなというような印象を受けたのですけれども、全国

的なところと比べまして——今ちょうど25%ぐらいですか、かなり高くなっていると思うのですが、一番気になりましたのが第6期の介護老人福祉施設、特養ですね、今度100床増設するというようなお話ですけれども、これは全国的な平均で見ると大体同じぐらいと考えてよろしいのですか。我孫子は今高齢者が4万人弱ぐらいですか。その高齢者に対して特養が、これで560人ぐらいが収容できるという状況でございますよね。全国的なところと大体同じぐらいと考えてよろしいのですか。

○中光課長補佐 高齢化率に関してなのはですけれども、今全国的なものが手元にないのですけれども、県内の高齢化率でいきますと、一番低いところは浦安市で14.6%です。

もっと新しいデータがあるということなので、県の合計で言いますと、平均が25.4%。一番少ないのは浦安市なのですけれども、多いところだと県内山間部、あるいは房総地区が40%を超えているところもございます。そういった中で、東葛近隣の中ではそれでも比較的高いほうには属しておりますけれども、県内で言えば、ほぼほぼ中間ぐらいといったところかと思えます。ただ、今後の伸びにつきましては、いずれの市町村も伸びるかとは思いますが、我孫子市もこれまでの伸び率からいきますと、かなり上がってくるということは十分予測されることです。

○西川委員 恐らく第6期でその辺の、特に私は医者ですので気になるところは、特養が全国的に不足しているような状況があつて、それでまた100床増設というようなところに来ていると思うのですが、大体それは全国的な部分での平均的なところと考えてよろしいのですよね。

○森課長 特養の整備ですが、全国平均から人口割ですると我孫子市は若干低くなっているのですが、ただ、認定率自体も高齢化率の割には低いという状況がありますので、一概に高齢化率が高いイコール施設数が全国平均と同じような整備状況が必要かというのは、また別の話にはなったりはします。高齢化率と認定率、現在の特養の待機者数というのがありますので、先ほど主幹のほうから400名ぐらいの待機者という話があつたかと思うのですけれども、要介護3以上の待機者というのが今現在300人ぐらいなのですが、待機者といっても、すぐに入りたい方というところとそうでなくて、実際には施設ができるとその施設に一応登録しておこうという方々が意外と多いものですから、ベッドが空いたときにお声をかけると「まだ、いいです」というような方も待機者と言われている300人の中にはたくさんいらっしゃいます。そういうところも加味しながら第7期事業計画では実際に整備をどのぐらいにしていこうかということを決めていきたいと思っております。

○磯辺部長 私から補足的に、我孫子市がどのように施設を整備してきたということを説明させていただきます

介護保険制度が平成12年4月に始まり、特別養護老人ホームが平成17年度までは3施設ございました。その中で増床等も行い施設整備もしながら、また特別養護老人ホーム以外に老人保健施設、こちらも施設サービスでございますので、整備事業者の意向を確認しながら我孫子市としては整備してきたというところなんです。あわせて認知症グループホーム等の整備も行ってきたということなんです。

大きく方向変換したのは平成18年度の法改正がございまして、地域密着型のサービスというのが創設されました。我孫子市ではいち早く、県下で最初だったのですが、そちらの考え方をして移行したいということで、住みなれた地域で可能な限り暮らし続けるといふ基本理念のところに触れてくるのですが、やはり身近なところで生活をする、可能な限り在宅生活をしていく。その上でどうしても施設サービスに移行しなくてはならない。認知症グループホームは在宅扱いになりますけれども、そういうところでも自宅から近いところで暮らしたほうがいだろうということで整備してきました。あわせて小規模多機能型居宅介護という地域密着型のサービスが新しく創設されました。これは通い・訪問・宿泊、この3つを組み合わせたサービスです。それを利用しながら、認知症状等の進行で在宅生活が難しいということでしたら、身近な地域のグループホームを利用できるよう基盤整備をしてきたというところなんです。

ですから一概に特別養護老人ホームだけを捉えて整備してきたわけではなく、あらゆるサービスを、在宅サービスを含めて、基盤整備のあり方、場合によっては総量規制も我孫子市はかけてきている状況です。その中でどういう市民ニーズがあるかというのを、この計画、来年度策定になります、これから皆さんにそういうニーズ調査、市民アンケートをとりながら需要予測をさせていただきながら、どういうサービスをどのぐらいの量ということで、計画に位置づけながら整備していきたい。

結論から申しまして、基盤整備に関しては必要な需要に対しての供給基盤は現在整っているというふうに捉えております。私からは以上です。

○西川委員 今後の計画を立てる上で、どの辺の位置にあるのかということは非常に重要な視点だと思いますので、またいろいろと教えてください。ありがとうございます。

○寺岡会長 ほかにいらっしゃいますでしょうか。

○新井委員 各施設が充実している段階で大変心強く思うのですが、そこに携わる職員の

方ですね。その数はどうなっているのでしょうか。

今、私はデイサービスにボランティアで行っているのですが、なかなか各施設でも職員の方が足りないから、すごくボランティアが喜ばれるのですね。お話し相手とかもしているのですが、実情を見ているとすごく忙しいのですね。それは人数が足りないからだと思うのですが、建物はできてもそこに働く人の確保はできているのでしょうか。

○中光課長補佐 施設ですとか、各サービス事業者に関しましては、法に基づいて人員配置基準というのが決まっておりますので、その基準に沿って運営は行っていますけれど、ただおっしゃるとおり各施設で採用されている人数とかが少ないと、同じ方が何回も任務に当たったりということはあるかと思います。それから、忙しいところでは、入られる方の体の状況などにも応じて、同じ人員配置基準でも提供するサービスの内容によっては忙しくなることがあるかとは思いますが、そういったところではボランティアの方々の方というのは非常に各施設とも助かっているのだと思います。

ただ、おっしゃるとおり整備はしたものの、そこへ配置させる職員が確保できないという問題は、今後問題として捉えていかなければならないところですので、そういったところも含めて、どういった形で職員を確保するかとか配置をしていくかということは、市、事業者とも協力しながら進めていかなければならないことだと捉えております。

(2) 地域密着型通所介護サービス事業所の指定等について

○寺岡委員 それでは時間の関係上、次に進めさせていただきます。

次は、議題(2)「地域密着型通所介護サービス事業所の指定等について」でございます。事務局のほうから御説明をよろしく願いいたします。

○山崎主査長 御説明させていただきます。まず資料2と書いてある事業所一覧のほうをごらんください。こちらをもとに説明させていただきます。

まず先に、地域密着型サービスというのはどのようなサービスかを御説明させていただきます。サービス事業所には大きく、千葉県が指定し指導監督するものと、我孫子市が指定、指導監督を行うものがあります。このうち我孫子市が指定、指導監督する事業所が地域密着型サービス事業所となっております。高齢者が認知症や重度な要介護状態になってもできるだけ住みなれた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、高齢者に身近で

ある我孫子市がサービス事業者の指定や指導監督を行い、原則、我孫子市民のみがサービスを利用することができるものです。

地域密着型サービス事業に関することについては、先ほど申し上げたとおり、この介護保険市民会議で審議することになっております。我孫子介護サービス事業所マップにさまざまな事業所が載っております。こちらのマップです。それとまた介護保険事業計画冊子、この淡黄色の冊子の64ページから70ページにも事業所についての説明が記載されております。地域密着型サービスについても含まれておりますので、お時間があるときに御一読くださるようお願いいたします。どのようなサービスを提供して、どのような位置づけになっているかということが書いてありますので、よろしく願いいたします。

平成28年4月1日から定員が18名以下の小規模な通所介護事業所「デイサービス」と申しますが、これが地域密着型サービスに移行いたしました。

資料2の一覧表をごらんください。表にある27カ所の事業所が千葉県から移管され我孫子が指定をいたしました。なお、一覧表の網かけ部分2カ所につきましては6月に廃止になりました。廃止の理由は事業所の統合によるものです。9月には事業所名称が「デイサービスもえぎ」が休止となりました。休止の理由は人材不足ということです。また、今年度4月からは「デイサービスあびこ」、「リハビリデイ東我孫子」、「あびこの家はなれ」の3カ所を新たに指定いたしましたので、この場で御報告させていただきます。

説明は以上になります。

○寺岡委員 ありがとうございます。では委員のほうから御質問、御意見がございませうでしょうか。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等について

○寺岡委員 ないようでございますので、議事を進めさせていただきます。

次は、議題(3)「介護予防日常生活支援総合事業における事業所の指定等について」です。御説明をよろしくお願いいたします。

○木内主査 資料3の「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)における事業所の指定について」をご覧ください。

介護予防・日常生活総合支援事業(新しい総合事業)について御説明させていただきます。介護保険法の改正により、平成27年度から平成29年度までに全国で新しい総合事

業を開始することとなりました。それを受け、我孫子市では平成28年、今年の4月から新しい総合事業に移行しております。新しい総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つから構成されております。

資料裏面の新しい総合事業の構成図をごらんください。この図は介護保険法の改正前後の変更点についてまとめたものになります。中央の矢印より左側の〈現行〉の部分が介護保険制度改正前、右側の〈見直し後〉の部分が改正後となります。

新しい総合事業は、介護保険法改正前に市が地域支援事業として実施していた介護予防事業に加え、介護予防給付として要支援1、2の方にサービス提供されていたデイサービスに当たる通所介護が市の事業に移行して、介護保険法改正後は介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスと通所型サービスとしてサービスが提供されます。さらに、新しい総合事業の対象者として要支援1、2の方に加えて、基本チェックリストによりサービス対象者として判定された事業対象者の方もサービス提供の対象になります。また、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、ケアマネジャーが作成した介護予防ケアマネジメント計画に沿ってサービスが提供されることとなります。

資料の表面にお戻りください。介護予防・生活支援サービス事業の訪問型と通所型サービスには、現行の予防給付で提供されているサービスとそれ以外の多様なサービスという種別があります。

まず、訪問介護サービスですが、こちらは現行の訪問介護相当のサービスに加え、ヘルパー資格を要しない担い手が掃除、洗濯、調理などの家事援助サービス提供する人員基準等を緩和したサービスの訪問型サービスAを市では実施しています。

通所型サービスも訪問型サービスと同様に、現行の通所型介護相当のサービスに加え、体力の改善に向けた支援が必要なケースについて、3カ月の短期間で保健・医療の専門職が運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知機能の低下の中から身体の状態に合ったプログラムの提供をする通所型サービスCを実施しています。

現行の訪問介護、通所介護相当のサービス等について、新しい総合事業、今後もサービス提供事業者については、県また市の指定を受けた事業所がサービス提供を行います。多様なサービスとして提供される訪問型サービスA、通所型サービスCについては市の指定を受けた事業所がサービス提供を行う形になります。

また、下に書いてあります「一般介護予防事業」ですけれども、こちらのほうは各種介

護予防教室や出前講座、強化型きらめきサービス事業などを実施するような形になります。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○寺岡会長 ありがとうございます。

では議題の3に関しまして、委員のほうから。

○木内主査長 指定先を言い漏れてしまいましたので、補足させていただきます。

○寺岡会長 お願いします。

○木内主査長 訪問型サービスA、緩和した基準によるサービスの指定事業所は公益社団法人シルバー人材センターになります。通所型サービスC、短期集中予防サービスについては、ソレイユけんこうかんと社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会の2カ所が事業所として指定をされております。以上です。

○寺岡会長 ありがとうございます。

ただいまの議題につきまして、委員のほうから御質問がございましたら。

○小林委員 公募委員の小林ですが、説明ありがとうございます。1点、教えてください。資料3の裏面に新しい総合事業の構成表があります。そして、左に現行があるのですけれども、介護予防給付の中で「福祉用具等」というのがあります。これは見直し後どこに入るのでしょうか、教えてください。

○木内主査長 お答えいたします。介護予防給付で介護保険法改正前から行われています訪問看護、福祉用具等、訪問介護や通所介護以外の予防給付のサービスにつきましては、見直し後、改正後の介護予防給付、要支援1～2という枠組みの中で、今までどおり予防給付のほうでの給付サービスとして提供されることになります。

○小林委員 ありがとうございます。

○寺岡会長 ほかに御質問はございますでしょうか。

ちょっと私から1つ質問させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど高齢者なんでも相談室の御説明の中にもあったのですがけれども、見直し後に要介護認定を受けていない、いわゆる基本チェックリストの事業対象者にもケアプランをつかってサービスを提供するということでしたけれども、そのサービスに発生する費用というのは、介護保険認定者ではないですので、何か新たに発生するのでしょうか。

○木内主査長 お答えさせていただきます。予防給付で行っているサービスの単価と同じような単価で、事業対象者についても、市のほうで要綱を決めまして単価設定をしております。給付のほうの位置づけではなくて、地域支援事業というような市の事業の枠組みに

なっていますので、予算のほうは市の地域支援事業費の中にある訪問型サービスであったり、通所型サービスの科目から支出されるような形になります。

○阿部課長補佐 ちょっと補足でよろしいでしょうか。先ほどお話ししました要支援1、2ではない、要介護認定を受けなくてもサービス給付が受けられる事業対象者という方がいるお話をしましたがけれども、位置づけとすると認定を受けた要支援1、2の方も、事業対象者の方も同レベルです。

ただ、1つ違うのが、先ほど御質問でもございましたが、要支援1、2の認定を受けていないと使えないサービスが、新しい総合事業になっても残っており、それがヘルパーサービスとデイサービス以外のサービスです。訪問看護を受けたいとか、用具の貸与を受けたいとか住宅改修をしたい、こういうサービスを受けたい場合は認定を受けないと利用できません。ただ、私はヘルパーに来てもらってちょっとお風呂の掃除をしてもらいたいですとか、週1回デイサービスに行きたい等、それしか使わないですという方であれば認定を受けなくとも、基本チェックリストで事業対象者になればサービスを受けることができるということです。利用者負担についても認定を受けている方と事業対象者は同様です。

○寺岡会長 1割負担ですか。

○阿部課長補佐 1割または2割負担です。事業所のほうに支払うお金も、要支援の方でも、事業対象者の方でも同じサービスを受ければ、単価は同じです。

○寺岡会長 わかりました。ありがとうございました。

ほかに御質問はございますでしょうか。

○新井委員 全体的なことなのですが、介護保険の認定基準がだんだん厳しくなっているようなのですが、実際に利用者の方にお伺いしますと、今までそんなにかかっていなかったのが何かふえたりして、利用料が高くなったという不満がちょっとあるのですよね。やはり基準は厳しくなっているのですか。なかなか要支援1、2にならないからデイサービスもちょっと遠慮しちゃうわという意見もあるわけですが、その辺はいかがなのでしょう。

○中光課長補佐 介護の認定に当たっては、認定調査と主治医の意見書をあわせ、それを審査会にかけて決定するというので、認定基準や項目をチェックする基準というのは全く変わっておりません。介護保険を受ける場合についての状況というのは、何か障害があつてとか病気があつてということが理由ではなくて、その方がどのぐらい介護を必要とするかという介護の度合いから見ますので、その辺を決まった基準に沿っていろいろな

項目をチェックしたり、審査会で判定するということになりますので、基準に関しては厳しくなったとか、緩くなったとか、そういうことはありません。その方々の何ができるかという状況を見ながらなので、人によってはこんなに病気しているのにとか、これだけ入院したのにとおっしゃる方もいますが、入院や病気というものではなくて、その方の体の状況にどのくらい介護が必要かという観点から見ます。皆さんがそういうことで思われているものと違うことがあるかもしれませんが、もちろん調査に入るときには、こういう形で調査をしますと、御説明をしながらやっていますので、実際に申請をして認定を受ける方が疑問に思うことがあれば、調査員が入りましたときに御質問していただきながら、こちらのほうも説明しながら、きちんとした認定を今後もしていきたいと考えております。

○寺岡会長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

○新井委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、基準で係の方が各家庭に訪問しますよね。私も要介護5の認知症の母親を介護していましたけれども、実際にスタッフの方が見ると元気になってしまうのですよね。そういうのは市役所の係の方は御存じでしょうか。

○寺岡会長 お願いいたします。

○中光課長補佐 おっしゃるとおり、外から人が来ることに対してすごく身構えたりとか、張り切ってしまったたりとか、そういうことは多々ございます。実際にありますので、おひとり暮らしの方で難しいところもありますけれども、必ず御家族への聞き取りですとか、入所されていればスタッフの方への聞き取り、あるいは病院に入りましたときには看護スタッフ等の聞き取りをしながら、客観的なところも必ずお聞きするようにして調査票のほうは作成するようにしております。

(4) 第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画策定のスケジュール

○寺岡会長 では最後の議題に移らせていただきます。(4)「第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画策定のスケジュールについて」でございます。御説明をよろしくお願いいたします。

○山崎主査長 説明させていただきます。資料4のA3のスケジュールをごらんください。お手元でございますでしょうか。

このスケジュールにつきましては全体がわかるように、皆さんにはちょっと関係がございませんが、国の動向や市議会などの予定が入っておりますが、皆様には「市民会議」という欄を御確認いただければと思います。

新たな計画が平成30年から3カ年の計画となっておりますので、来年度、平成29年度に市民ニーズ調査と計画策定を行っていただくこととなります。ニーズ調査の冊子は開催通知と同封して送らせていただきましたが、市民の方を対象に行うアンケートのようなものとお考えいただければよろしいかと思いますが、もしまだご覧になっていないということでしたら、お時間があるときに御一読をお願いいたします。今年度は来年度入ってすぐに行うこととなります市民ニーズ調査の対象者と項目を具体的に決めていきたいと考えております。市民会議につきましては、今年度はあと1回、2月の上旬を予定しております。事前に事務局で調査項目案を作成しまして皆様にお送りした上で御意見をいただきまして、2月にニーズ調査について内容を固めていきたいと考えております。来年度は6回の開催を予定しております。内容はお配りしたものと若干の違いが出てくるかもしれませんが、計画策定の年になりますので回数も多くなりますが、御理解、御協力のほどよろしくをお願いいたします。説明は以上になります。

○寺岡会長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明に対しまして、御質問はございますでしょうか。——よろしゅうございますか。

では、なしということで、以上をもちまして本日予定されておりました議題は全て終了といたします。ありがとうございます。

それでは、きょうは傍聴の方もお見えでございますので、傍聴人の方々から何か御発言がありましたらお受けしたいと思えます。挙手をしてお願いいたします。発言時間は3分ということでお願いいたします。

では、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

○中光課長補佐 恐れ入ります。傍聴人の方は、申しわけないのですけれども、質問はお受けできなくて発言のみをしていただくような形になります。もし何かあれば後でお受けしますけれども、この場は何か御意見があれば発言という形でお願いしたいと思います。

○傍聴人 資料3のところでは新しい総合事業、その中で訪問型のサービスAが始まるわけですけれども、これは御説明によりますと、市のほうで指定を考えているのがシルバー人材センターというふうなお話を伺いましたけれども、私は実は今老人クラブのほうの会

長をしております、それから北地区社協の委員もしております、この間ふと思ったのですけれども、そこのところがありまして、委員の先生方は御存じだと思いますけれども、現在どこの社協でも認知症サポーターの講習会をやっているわけですね。認知症サポーターの養成というのは、偏見を除くとか啓蒙的な活動が中心ですので、それにプラスしてフォローアップ講座ということで、かなり実践的なことを北地区社協で全市から希望者を求めましたら60名ぐらいいまして、この間、参加された方のアンケートの結果を見ましてちょっとびっくりしたのですけれども、実践的にボランティア活動、福祉関係をやりたいという方が20名ぐらいいたのですね。今後、シルバー人材の対象となる訪問型サービスAだけではなくて、いろいろな民間の人材開発が必要になるのではないかと思うのですね。したがって、中長期的な観点から考えると、もうちょっと我孫子市全体の民間の福祉型の人材開発を中長期的に考えた上で、多分何かやっているのかもしれませんが、ちょっとシルバー人材センターだけでうまくいくのかなというふうな印象に受けました。感想です。

○寺岡会長 ありがとうございます。ほかに傍聴人の方から御発言はございますでしょうか。

ではないようでございますので、以上で傍聴人の方々の発言も終了いたしましたので、本会議は全て終了いたしました。この後は事務局で進行をお願いいたします。

7 その他

○中光課長補佐 長時間にわたり御審議ありがとうございました。この後、少々お時間をいただきまして、事務的な御連絡と次回の開催についての御相談をさせていただきたいと思っております。

まず、本計画である我孫子市介護保険事業計画の上位計画に「我孫子市健康福祉総合計画推進協議会」というものがございまして、こちらの委員を我孫子市健康福祉総合計画推進協議会の設置要綱に基づきまして、この委員会のメンバーから2名選出することになっております。今回新しくメンバーが入れかわりましたので、今いらっしゃるメンバーの中から、この我孫子市健康福祉総合計画推進協議会の委員を決めさせていただきたいのですが、この協議会では福祉施策全般について意見を求められる中で、特に介護保険の委員としての意見も求められるということですので、会を代表するということで、1名は会長

の寺岡さんをお願いしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(拍手)

○中光課長補佐 ありがとうございます。お二人目は、本来であれば副会長の湯下委員にお願いするところなのですが、湯下委員は既に社会福祉協議会の立場から委員として入られていらっしゃると思いますので、もう一人の方は、介護事業に携わっていただいている特別養護老人ホーム「アコモード」の宮本委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○中光課長補佐 御承認ありがとうございます。

それでは最後に、次回開催日について事務局のほうから提案がございます。

○山崎主査長 次回の市民会議の日程調整についてなのですが、2月の上旬を予定しております。今のところこの会場が空いている日が平成29年2月6日（月曜日）、2月8日（水曜日）、2月9日（木曜日）となっております。お忙しいところ申しわけございませんが、皆様の御都合のよろしい日を、本日挙手していただく方法で決めさせていただければと思うのですが、どの日もまだちょっと難しいということもあるかもしれませんが、もし難しいようでしたら事前に資料をこちらから会議の開催日に当たってはお送りして御意見を伺いますので、今のところ御都合がよろしい日ということで挙手のほうをよろしく願います。

西川委員からは、2月6日（月曜日）がよいということで聞いております。では、よろしく願います。

3種類全部よろしければ全部手を挙げていただいて結構です。2月6日（月曜日）——6名ですね。

次に、2月8日（水曜日）が今のところ御都合がよろしいという方——2名。

2月9日（木曜日）が都合がよろしいという方——8名ですね。

一番多い2月9日（木曜日）を開催日として、今のところ予定させていただきたいと思っております。詳細が決まり次第、御連絡させていただきますので、御都合のほうよろしく願います。

西川委員には事務局のほうから連絡をさせていただくこととなりますので、御協力のほどよろしく願います。以上です。

8 閉 会

○中光課長補佐 それでは、これをもちまして本日の第1回我孫子市介護保険市民会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

午前11時34分 閉会